

令和2年5月27日  
保 育 部 保 育 課

議会の委任による専決処分報告  
(事業用定期借地権設定契約に基づく賃料の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 判明日時 令和2年4月28日(火)午前

(2) 相手方 乙( )

丙( )

(3) 事故内容 世田谷区は、相手方(乙及び丙)とその所有する土地について事業用定期借地権設定契約を締結しており、現在、同地では区から転貸を受けた保育事業者が私立認可保育園を運営している。

上記契約では、年に1回定められた期日(4月25日)までに賃料を支払うこととなっていたが、4月28日に相手方から連絡を受け職員が確認した結果、支払手続きを行っていなかったことが判明した。

2 事後の対応

事故判明後、今年度の賃料については4月30日に支払いを完了した。

3 損害賠償額

7,068円

(賃料の支払期限翌日の4月26日から支払いが完了した4月30日までの5日間についての遅延損害金)

4 専決処分日

令和2年5月22日

本契約の概要

本件土地：世田谷区赤堤1丁目281番14,22(住居表示 世田谷区赤堤一丁目20番)

存続期間：平成28年5月1日から平成51年(令和21年)4月30日まで(23年間)

賃料：月額860,000円(年額10,320,000円)

支払期限：4月分から翌3月分までの一箇年分を毎年4月25日までに支払う。